

令和7年度 京都市立勧修中学校部活動規約

生徒指導部・部活動係

1. 目的

- ・部活動は、生徒が学年や学級の所属を離れて、共通の興味や内容を追求する活動の場であり、自己の特性、能力の発見やその伸長、より豊かな人格を形成することを目的とする。

2. 部活動の位置づけ

- ・生徒の自主的な集団による実践活動であり、生徒会の組織に所属する。
- ・基本的には生徒の入部は任意とする。

3. 成立条件

- ①顧問がいること（原則として2つの部をかけ持たない）。
 - ②効果的な活動を行うための生徒数（5名以上）がいること。
- ①②の条件を満たす場合については、生徒手帳に準じた手続きを経て部の成立を認める。

4. 入・退部

- ・入部は原則として1人1部に限る。
- ・入部は生徒の意志に基づき、保護者の承認と担任の許可を得た上で、顧問の承認を得なければならない。（入部届）
- ・退部を希望する場合は、本人・保護者の申し出により、担任と顧問の許可を得たのち認める。（退部届）
- ・本校に部がない個人競技に関しては「合同部活動」や「ブロック内選択制部活動」制度を利用することができる。

5. 運営

- ・部活動の運営を円滑にするためにキャプテン会議や各部活のミーティングを行う。

6. 活動日・活動時間・場所

・活動について

「平日」

顧問の付き添いを原則必要とする。

「土・日曜日・祝祭日・長期休業中」

顧問が了解し、学校に届け出、認められた場合のみ実施できる。ただし、顧問が来てから活動に入る。

「定期考查週間・テスト日」

原則放課後・土日の活動を停止する。テスト終了日の部活は原則休止

ただし、公式戦の1週間前に限り、許可を得て、1時間程度の練習をすることができる。

必ず顧問が来てから活動をする。

「学校閉鎖期間」「職員会議」

原則活動を停止する。ただし、公式戦の1週間前に限り練習を認める。

・活動時間

「平日」…2時間程度の練習

「土・日曜日・祝祭日・長期休業中」…3時間程度の練習

時 間	活 動 終 了 時 間	完全下校時間
年間通して	午後4時45分	午後5時00分

*夏季休業中の校内での活動においては、休憩時間を十分に配慮した活動時間とすること。

・活動場所

- 各部の練習場所は顧問会で決定する。
- 顧問に指示された場所で更衣する。
- 練習後は清掃・整備・戸締り・消灯等の後片付けを確実にすること。
- 校外を走る場合は顧問必着 → 校門ではなく北門周辺にいること。
- 体育館舞台上では、ボールを使用するのは禁止とする。

・雨天時の活動場所

<授業日>

- 校舎内でのトレーニングは譲り合って行う。

<休日>

- 休日のみ、顧問付添いのもと校舎内のトレーニングを可とする。

ただし、階段ダッシュや校舎内のランニングなどのトレーニングは禁止とする。

また、器物破損などには注意し、校舎内でのボールなどの使用は禁止する。

・休養日

- 学期中は、週当たり2日以上の休養日を設ける。

- 平日は少なくとも1日、土曜及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

(※大会参加とは、中体連または各競技団体が主催する大会に限る。)

- 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。

7. 部費

- ・各部で必要に応じて徴収する。ただし、部費は一人当たり月500円以内を原則とする。
- ・年度毎に各部で報告を行う

8. 保護者会

- ・年に一回は保護者会を開くこと。

9. 連絡網について

- ・保護者からの了解を得た後、連絡網を作成する。
- ・生徒の携帯番号を聞く場合は、保護者の了解を得る必要がある。

10. 事故等への対応

- ・水分補給や休息はこまめにとり、熱中症予防を徹底する。
- ・雷が鳴った場合はすぐに活動を中止し、屋内に避難する。

11. その他

- ・登下校の服装は標準服であること。但し、顧問の指導の下、体操服・部活動指定の服でも可能である。
- ・移動は徒歩または公共交通機関を使用し、教職員や保護者の運転する車での移動は不可とする。